

福岡市 建築確認等に関する電子申請受付システム利用規約

第1条（目的）

本規約は、福岡市（以下「市」といいます。）にシステム提供事業者が提供する電子申請受付システム（以下「本システム」といいます。）を用いて申請等を行うにあたり、必要な事項を定めることを目的とします。

第2条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1) 利用者：本規約に同意し、市が定める手続きに従い本システムの利用登録を行った者。
- (2) 申請者：本システムを通じて申請等を行う利用者。
- (3) 申請情報：申請者が本システムを通じて市に提出する申請等に関する一切の情報。
- (4) 個人情報：本システムにおいて取り扱う個人に関する情報（当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう。）
- (5) システム提供事業者：本システムを提供し、運営する一般財団法人建築行政情報センター。

第3条（適用範囲）

- (1) 本規約は、本システムの提供およびその利用に適用されます。
- (2) 本システム利用における留意事項は、本規約の一部を構成するものとして前項に適用されるものとします。

第4条（規約の遵守）

- (1) 申請者は、本システムの利用に際し事前に本規約を熟読の上、本規約に同意して電子申請するものとします。
- (2) 申請者が本システムを利用して電子申請した際は、システム利用者は本規約に同意したものとみなします。

第5条（本システムの利用）

- (1) 本システムの利用を希望する者はシステム提供事業者の定める方法に従う必要があります。
- (2) 利用の際には、真偽かつ正確な情報を市およびシステム提供事業者に提供するものとします。
- (3) 利用者は、本システムを通じて取得した情報について、私的利用の範囲を超えて複製、改変、公開等を行ってはならないものとします。
- (4) 市は、申請者が以下のいずれかに該当する場合、申請等を拒否または取り消すことができるものとします。
 - ・過去に本規約またはシステム提供事業者の定める利用規約に違反したことがある場合
 - ・虚偽の情報を登録した場合
 - ・その他、市が不適切と判断した場合

第6条（申請の受理）

- (1) 申請者が本システムに申請情報その他必要な事項を登録し、市の職員が本システムにより申請を受理した日時を受付日として事前申請として扱います。

- (2) 市は建築主事が前項の内容について建築基準法その他関係規定等と照らし合わせ支障ないと判断した場合、本システムまたはその他方法により当該申請の本受付の案内及び福岡市建築関係手数料条例に定める申請手数料等を通知します。
- (3) 市は当該申請に係る前項の納付があった場合、納付日を受付日（建築基準法第 6 条第 4 項における受理した日、もしくは建築基準法第 18 条第 3 項における通知を受けた日）として扱います。ただし納付が開庁時間外（本項においては開庁日の 17:00～24:00）、閉庁日（土日祝日、年末年始の閉庁期間）である場合は、翌開庁日に行われたものとして扱います。
- (4) 前項に定める事項は本システムの受付状態が「本運用」の場合に適用され、その他の状態である場合は市との協議により申請の可否を決定するものとします。

第 7 条（申請情報の取り扱い）

市は、申請者の入力した個人情報、個人情報の保護に関する法律に則り取り扱うものとします。

第 8 条（本システムを利用できない場合の対応）

本システムが障害その他の理由により利用できない場合には、申請者は書面による方法により手続を行うものとします。

第 9 条（免責）

市は、その故意又は重過失により発生した損害を除き、申請者が本システムを利用した申請により被った損害及び申請者が第三者に与えた損害について一切の責任を負わないものとします。

第 10 条（利用規約の変更）

- (1) 市は、必要と判断した場合、利用者に事前に通知することなく、本規約の内容を変更することができるものとします。
- (2) 変更後の本規約は、市のウェブサイト等に掲載された時点から効力を生じるものとします。
- (3) 利用者は、変更後の本規約についても同意したものとみなされます。

第 11 条（利用の停止・終了）

- (1) 市は、利用者が本規約に違反した場合、または不適切と判断した場合、事前に通知することなく、当該利用者の本システムの利用を一時停止または終了させることができるものとします。
- (2) 利用者は、市が定める手続きに従い、いつでも本システムの利用を終了することができます。

第 12 条（準拠法および管轄裁判所）

本規約の解釈および適用については、日本法を準拠法とします。また、本システムまたは本規約に関連する一切の紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は、令和 7 年 7 月 29 日から施行します。

附則

本規約は、令和7年10月1日から施行します。